

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和2年10月20日 04時10分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市須磨区南方沖 神戸須磨西防波堤灯台から真方位189°890m付近 (概位 北緯34°37.9' 東経135°07.8')
事故の概要	プレジャーヨットさくらは、プレジャーヨットVIVADOLL IIをえい航して東北東進中、共に、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和2年10月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーヨット さくら、7.95トン 270-44445兵庫、個人所有 B プレジャーヨット VIVADOLL II、5トン未満 253-1873兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし のり養殖施設 錨索に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時09分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが乗り組み、知人1人を同乗させ、船長Bが乗った機関故障中のB船をえい航して‘のり養殖施設’（以下「本件施設」という。）南方沖を約3ノットの対地速力で東北東進した。 船長Aは、左舷方の本件施設を通過したと思い、目的地への船首目標として利用している‘航空障害灯を表示する神戸市の苅藻島クリーンセンターの焼却炉の煙突（高さ103m）’（以下「本件煙突」という。）の灯火を左舷船首方に見て航行していたところ、衝撃を感じてA船を停止し、前路にロープ及び右舷方に灯浮標を認め、本件施設南東付近に乗り入れたことに気付いた。 船長Aは、B船に向かって本件施設に進入しないように舵を右に切るよう大声で叫び、機関を中立として停船後、海上保安庁に通報した。 船長Aは、左舷船首方の煙突を見ていて、本件施設の浮標及び灯浮

	<p>標を見落としていた。</p> <p>B船は、船長Bが乗り組み、知人1人を同乗させた状態で、A船にえい航されて東北東進中、船長Bが、操舵に当たり、舵を中央としていたところ、船長Aの声で右舵を取り、船首を南方に向けた際、本件施設に進入して停止した。</p> <p>本件施設は、令和2年9月20日、本件施設周囲に簡易灯浮標が設置されており、灯質が毎4秒1閃光、灯色が黄色、光達距離が約5.5kmであった。</p>
分析	<p>A船は、B船をえい航して本件施設南方沖を東北東進中、船長Aが、左舷方の本件施設を通過したと思い、左舷船首方にある本件煙突の灯火を見て航行したことから、本件施設の浮標及び灯浮標を見落としてA船及びB船が本件施設南東方に進入し、本件施設の錨索が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長A及び船長Bは、共に、本件施設に向かう態勢となっていることに気付いていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船がB船をえい航して本件施設南方沖を東北東進中、船長Aが、左舷方の本件施設を通過したと思い、左舷船首方にある本件煙突の灯火を見て航行したため、本件施設の浮標及び灯浮標を見落としてA船及びB船が本件施設南東方に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域であっても、のり養殖施設付近を航行する際、施設周囲の簡易灯浮標等を見落とさずに、周囲の適切な見張り及び船位の確認を行うこと。 ・えい航されている船舶の船長も周囲の見張りを行うこと。 ・のり養殖施設及び定置網等の施設が設置されている海域には接近しないことが望ましい。